

# 第 1 9 5 回 総 会

## 南 部 町 農 業 委 員 会 会 議 録

令 和 3 年 10 月 13 日 開 催

南 部 町 農 業 委 員 会

## 第195回南部町農業委員会総会会議録

1. 開会年月日 令和3年10月13日(水) 午後2時04分

2. 閉会年月日 令和3年10月13日(水) 午後2時25分

3. 開催場所 南部町役場

### 4. 出席委員(9人)

会長 9番 中村文男

会長職務代理

委員 1番 工藤信仁 3番 赤石敏文

5番 梅内勝治 7番 山田憲幸

8番 三浦恵美子 12番 蹴揚福男

13番 河守田雄一 16番 堀内重男

### 5. 欠席委員(6人)

欠席者 2番 川守田雄一 4番 佐々木一雄

6番 坂本重悦 10番 坂本誠治

11番 滝田信彦 14番 石橋薫

### 6. 会議書記

事務局長 夏堀勝徳

主幹 小田原孝治

総括主査 佐藤弓孔

### 7. 会議日程

日程第1 会議録署名委員の氏名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 報告第7号 貸借合意解約について

日程第5 議案第23号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第6 議案第24号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第7 議案第25号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について

日程第8 議案第26号 非農地証明交付申請の承認について

議 長	<p>はじめに、始礼を行います。</p> <p>・起立    ・礼    ・直れ</p> <p>農業委員会憲章の唱和を行います。</p> <p>1 番 赤石敏文 委員の音頭で行います。</p> <p>よろしく申し上げます。</p> <p>(全員、憲章を唱和)</p>
議 長	<p>ご着席ください。</p>
事務局長	<p>ただいまから第 195 回南部町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>はじめに、中村会長よりごあいさつをお願いいたします。</p>
議 長	<p>「あいさつ」</p>
事務局長	<p>本日、2 番 川守田雄一 委員、4 番 佐々木一雄 委員、6 番 坂本重悦 委員、10 番 坂本誠治 委員、11 番 滝田信彦 委員、14 番 石橋 薫 委員より欠席の旨の連絡がありました。出席委員は 9 名で、委員定数に達しておりますので、第 195 回総会は成立しております。</p> <p>それでは、南部町農業委員会会議規則第 7 条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は中村会長をお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">(午後 2 時 9 分)</p>
議 長	<p>それでは、これより議事に入ります。</p> <p>本日の会議日程は、ご配布のとおりです。</p> <p>日程第 1 会議録署名委員の指名を行います。</p> <p>会議録署名委員は、会議規則第 16 条第 1 項の規定により、議長が指名します。</p> <p>7 番 山田憲幸</p> <p>8 番 三浦恵美子 委員を指名いたします。</p>
議 長	<p>次に、日程第 2 会期の決定を議題にします。</p> <p>本総会の会期は、本日 1 日にしたいと思います。</p> <p>これに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>

議 長	<p>ご異議なしと認め、会期を本日 1 日に決定いたします。</p> <p>次に、日程第 3 諸般の報告をします。</p> <p>諸般の報告については、ご配布のとおりです。</p> <p>朗読は省略します。</p> <p>次に、日程第 4 報告第 7 号「賃貸借合意解約書の受理について」を報告いたします。</p> <p>報告の説明を求めます。</p> <p>小田原主幹</p>
小田原主幹	<p>報告第 7 号について、説明いたします。</p> <p>農業経営基盤強化促進法及び農用地利用配分計画により賃貸借をした契約について、貸付人と借受人の合意による解約書を受理したので報告するもので、1 件であります。</p> <p>農地の所在、地目、面積、貸付人の氏名及び借受人の住所・氏名は報告書に記載のとおりです。</p> <p>番号 1 番の合意解約の内容ですが、賃貸借の契約期間は平成 31 年 1 月 11 日から令和 11 年 1 月 10 日まででした。</p> <p>今回、合意解約をした日、合意解約が成立した日、土地の引き渡しの時期は令和 3 年 9 月 2 日で合意解約の条件は「なし」であります。</p>
議 長	<p>次に、日程第 5 議案第 23 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題いたします。</p> <p>議案の説明を求めます。</p> <p>小田原主幹</p>
小田原主幹	<p>議案第 23 号について、説明いたします。</p> <p>農地法第 3 条の規定による許可申請は 5 件で、いずれも所有権の移転に関するものです。</p> <p>調査内容及び詳細については、農地調査員から説明していただきます。</p>
議 長	<p>農地調査の結果について、説明を求めます。</p> <p>工藤 信仁 調査員</p>
工藤調査員	<p>農業委員 1 番 工藤から説明いたします。</p> <p>去る 10 月 1 日、川守田 清 農地利用最適化推進委員と南部町役場 2 階相談室において、議案第 23 号から議案第 24 号及び議案第 26 号について、調査を行いましたので説明します。</p>

工藤調査員	<p>議案第 23 号についてですが、農地法第 3 条第 2 項に掲げる許可できない基準の各要件について、該当・非該当を調査しました。</p> <p>農地の所在、地目、面積、権利種別、譲渡人、譲受人の氏名・住所、経営面積、稼働人員は、議案書に記載のとおりです。</p> <p>番号 1 番から 5 番の申請理由は、譲受人が農業経営規模を拡大するため、申請地を取得するものです。</p> <p>調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>議案第 23 号について、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>議案第 23 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定いたしました。</p> <p>次に、日程第 6 議案 24 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。</p> <p>議案の説明を求めます。</p> <p>小田原主幹</p>
小田原主幹	<p>議案第 24 号について、説明いたします。</p> <p>農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請は 1 件で、使用貸借に関するものです。</p> <p>なお、別紙資料に案内図及び配置図を添付しておりますので、参考にしてください。</p> <p>調査内容については、農地調査員から説明していただきます。</p>
議 長	<p>農地調査の結果について、説明を求めます。</p> <p>工藤 信仁 調査員</p>
工藤調査員	<p>議案第 24 号について、農地法第 5 条第 2 項の各号に掲げる転用許可の基準に基づき、該当・非該当を調査しました。</p> <p>農地の所在、地目、面積、申請人の氏名・住所は、議案書に記載のとおりです。</p> <p>番号 1 番の申請理由は、申請者が自己住宅を建築し転居するため、転用するものです。</p> <p>調査の結果、転用内容は転用許可基準に照らし、許可相当と認められます。</p>

工藤調査員 議長	<p>以上で説明を終わります。</p> <p>農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局から補足説明をお願いします。</p> <p>小田原主幹</p>
小田原主幹	<p>議案第 24 号について、補足いたします。</p> <p>番号 1 番の申請地の位置ですが、南部・小向地区で、南部町役場南部支所から西に約 1.7 km の距離に位置し、申請地の東西側と南側は農地、北側は宅地となっています。</p> <p>農地区分については、「おおむね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」と認められることから、第 1 種農地と判断されます。</p> <p>第 1 種農地の転用は、原則として認められませんが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の、日常生活上、又は業務上必要な施設で集落に接続して設置される区域」と判断されることから、例外的に許可することができるものであり、転用目的は問題ないと考えます。</p> <p>以上、補足説明を終わります。</p>
議長	<p>議案第 24 号について、ご異議ありませんか。</p>
議長	<p>(異議なしの声あり)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第 24 号については、原案のとおり許可相当として、県知事に意見を送付することに決定いたします。</p>
小田原主幹	<p>次に、日程第 7 議案第 25 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」を議題といたします。</p> <p>議案の朗読と説明を求めます。</p> <p>小田原主幹</p> <p>議案第 25 号について、説明いたします。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による案件は、2 件です。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項で規定する「耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる」、「耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる」の各要件について、該当・非該当を調査しました。</p>

小田原主幹	<p>農地の所在、地目、面積、利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者の氏名・住所、経営面積は議案書に記載のとおりです。</p>
	<p>番号1番の利用目的は田、期間は4年5ヶ月、10a当たりの賃借料は年額5,000円です。</p> <p>番号2番の利用目的は田、期間は10年、使用貸借による権利設定です。</p> <p>以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p>
議 長	<p>議案第25号について、ご異議ありませんか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p>
	<p>よって、議案第25号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」は、原案のとおり許可することに決定いたしました。</p>
	<p>次に、日程第8 議案第26号「非農地証明交付申請の承認について」を議題といたします。</p> <p>議案の朗読と説明を求めます。</p>
	<p>小田原主幹</p>
小田原主幹	<p>議案第26号について、説明いたします。</p> <p>非農地証明交付申請の承認に係る案件は1件です。</p> <p>なお、別紙資料に案内図と配置図を添付しておりますので、参考にしてください。</p> <p>調査内容及び詳細については、農地調査員から説明していただきます。</p>
議 長	<p>農地調査の結果について、説明を求めます。</p>
	<p>工藤 信仁 調査員</p>
工藤調査員	<p>議案第26号について、非農地等認定の基準に基づき、該当・非該当を調査しました。</p> <p>農地の所在、地目、面積は、議案書に記載のとおりです。</p>
	<p>番号1番の申請理由は、申請人が肥培管理を廃止し、概ね20年以上経過し、農地等として利用することが困難と認められ、かつ認定後において周辺の農業生産条件に著しい影響を及ぼさないと認められることから、現況に合わせた登記地目とするため、申請したものです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>非農地証明の検討事項について、事務局から補足説明をお願いします。</p> <p>小田原主幹</p>

<p>小田原主 幹</p>	<p>議案第 26 号について、補足いたします。</p> <p>番号 1 番の申請地の位置ですが、名川・剣吉地区で南部町役場から北に約 3.8 km に位置し、国道 4 号線沿いにある、沢づたいの田となっています。</p> <p>隣接地の状況は、西側は用水路を挟み作付けされている田、北側と東側に連なる登記地目「田」については、山林化しております。申請地については、非農地等認定の基準となる「肥培管理を廃止し、おおむね 20 年以上を経過したもので、農地等として利用することが困難と認められる土地」と判断されることから、非農地証明の承認は問題ないと考えます。</p> <p>以上補足説明終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>議案第 26 号について、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
<p>議 長</p>	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第 26 号「非農地証明交付申請の承認ついて」は、原案のとおり許可することに決定いたしました。</p> <p>以上で、本日の日程は全部終了いたしました。</p> <p>第 195 回南部町農業委員会総会を閉会いたします。</p> <p>ごくろうさまでした。</p> <p style="text-align: right;">(午後 2 時 29 分)</p> <p>終礼を行います。</p> <p style="text-align: center;">・起立      ・礼      ・直れ      ・着席</p>

上記のとおり、会議のてん末を記載し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和3年10月13日

南部町農業委員会会長

南部町農業委員会委員

南部町農業委員会委員